

問い合わせ先

第七管区海上保安本部

総務部人事課長 中田

TEL093-321-2931（内線2130）



令和3年5月26日

第七管区海上保安本部

令和3年度（第1回）海上保安庁船艇職員・ 無線従事者・航空機職員採用試験の実施について

海上保安庁では、船舶、無線通信や航空機の有資格者を対象とした採用試験を以下のとおり実施します。

本試験に合格し採用になると、海上保安学校門司分校（北九州市門司区）において海上保安官として必要な研修を約6カ月間受けた後、各海上保安部署等において勤務することとなります。

なお、今回の試験からWEB申し込みとなります。

1 受付期間

令和3年6月1日（火）～令和3年6月30日（水）

2 採用区分及び予定数

航海 約5名

機関 約5名

通信・技術 約10名

飛行 約5名

整備 約5名

航空通信 約5名

3 試験日

申込書等の提出書類をもとに書類選考のうえ、通過者に対し以下の試験を実施します。

- ・第1次試験（教養試験・作文試験）

令和3年7月18日（日）

※第1次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行います。

- ・第2次試験（人物試験・身体検査等）

令和3年8月18日（水）～令和3年8月20日（金）

小樽市、塩釜市、横浜市、名古屋市、神戸市、広島市、高松市、北九州市、舞鶴市、新潟市、鹿児島市、那覇市

※第1次試験合格発表時に、第2次試験日を通知します。

- ・実技試験（飛行のみ）

令和3年9月8日（水）～9日（木）宮城県岩沼市

※第2次試験通過者に対し、いずれかの試験日を通知します。

※各試験日は、新型コロナウイルス感染防止の観点から変更する場合がありますので、海上保安庁ホームページでご確認ください。

4 合格発表

第1次試験 令和3年8月2日(月) 午前10時

最終合格 令和3年9月27日(月) 午前10時

5 採用予定日

① 令和4年1月1日(土)

令和4年1月1日までに各受験資格に定める免許等を取得している者。

※ 今回の採用試験における最終合格者の内、採用予定日までに各受験資格に定める免許等を取得できなかった者が、次回採用試験を実施した場合に、その採用予定日(令和3年6月頃)までに免許等を取得したときは、次期採用予定日に採用することがある。

② 令和5年1月1日(日)

高等専門学校(高等専門学校及び商船高等学校)在学中に試験区分「航海」及び「機関」を受験し、かつ令和4年9月30日までに卒業又は修了する者。

6 試験地(七管区内)

第1次試験地 第七管区海上保安本部(北九州市)、佐世保海上保安部(佐世保市)

第2次試験地 第七管区海上保安本部(北九州市)

実技試験 宮城県岩沼市

7 受験資格

① 「航海」及び「機関」

採用日に60歳に達していない者で、受験時において有効な次の免許等を有する者。

航海…電子海図情報表示装置についての能力限定が解除された五級海技士(航海)以上の海技免状※1、※2(※注意)

機関…五級海技士(機関)以上(内燃機関の限定を含む)の海技免状※1

※1 「船舶職員及び小型船舶操縦者法」(昭和26年法律第149号)第13条の2の規定に該当する者又は海技免許の筆記試験に合格し、口述試験受験可能な乗船履歴を有する者で、採用日までに免許取得見込みの者を含む。

※2 採用日までに電子海図情報表示装置についての能力限定を解除見込みの者を含む。

※注意 平成26年3月31日までに海技士(航海)に係る海技免状の交付を受けている方は、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令」(平成26年国土交通省令第1号)附則第3条第1項の規定により、能力限定をされた海技免状を受けたものとみなされます。

② 「通信・技術」

採用日に60歳に達していない者で、高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、受験時において次のいずれかに該当する者。

イ 第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者。

ロ 第一級、第二級又は第三級海上無線通信士の免許を有する者。

ハ 第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者。

※ 「無線従事者規則」(郵政省令第18号[H2.3.31])第6条から第8条の規定に該当する者で、採用日までに免許を取得見込みの者を含む。

③ 「飛行」、「整備」及び「航空通信」

採用日に60歳に達していない者で、高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、受験時において有効な次の免許を有する者。

飛行…国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の事業用操縦士の資格以上の技能証明書及び操縦等可能期間内の技能証明書(特定操縦技能審査/確認)を有し、かつ、有効な第一種航空身体検査証明書を有する者。

※ 採用時においても技能証明書(特定操縦技能審査/確認)は、操縦等可能期間内であり

第一種航空身体検査証明書は、有効であること。

航空無線通信士又は第一級、第二級総合無線通信士の資格を有する者

※ 「無線従事者規則」（郵政省令第18号[H2.3.31]）第6条から第8条の規定に該当する者で、採用日までに免許取得見込みの者を含む。

整備・・・国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の航空整備士又は航空運航整備士の技能証明を有する者。（採用日までに資格取得見込みの者を含む。）


航空通信・・・航空無線通信士又は第一級、第二級総合無線通信士の資格を有するもの（採用日までに取得見込みの者を含む。）

○試験区分「飛行」と「航空通信」の併願

- ・併願は試験区分「飛行」の受験者で、実技試験を通過できなかった者のうち、試験区分「航空通信」としての採用希望を募るもの。
- ・「航空通信」として採用された場合、「飛行」への転科は認めない。

8 申込方法

① WEB申込

 《海上保安庁ホームページ》

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment/admission/jcgs-moji.html>

② WEB申込による申請ができない場合の申込用紙請求先

第七管区海上保安本部総務部人事課（〒801-8507 北九州市門司区西海岸1-3-10）又は佐世保海上保安部（〒857-0852 佐世保市干尽町4-1）で交付します。

郵送で申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤字で、

「航海」及び「機関」については「試験請求・船艇」

「通信・技術」については「試験請求・無線」

「飛行」については「試験請求・飛行」

「整備」については「試験請求・整備」

「航空通信」については「試験請求・航空通信」

と書き、140円切手を同封して下さい。

9 その他

この募集に関する詳細は、海上保安庁のホームページをご覧くださいか、第七管区海上保安本部総務部人事課（TEL 093-321-2931（内線2143又は2144））までお問い合わせ下さい。